

第21回経済レポート 簡易保険と無責任準備金

目次

1.	簡易保険の財務諸表	P 1
2.	簡易保険の市場占有率	P 3
3.	三利源分析	P 6
4.	生命保険の逆鞘額	P 8
5.	資産売却での利差損の補填	P 9
6.	有価証券の含み益	P 11
7.	追加責任準備金	P 12
8.	明治安田生命保険金違法不払事件	P 13
9.	国際会計基準による責任準備金	P 18
10.	積立不足額	P 22
11.	三度郵政民営化を叱る	P 24

1. 簡易保険の財務諸表

さすがに郵政民営化は政局の焦眉の大問題であり、読者の反響も大きいようである。当経済レポートは第19回で郵便業務をそして第20回で郵便貯金の分析を行った。今回の簡易保険の分析とあわせて郵政三事業の全ての分析が終わることになる。簡易保険の分析に当たり、まず日本郵政公社の簡易保険事業の平成15年度と16年度の財務諸表を示す。

簡易生命保険業務

(億円)

資産	15年度	16年度	負債・資本	15年度	16年度
現金預け金	23,923	23,905	保険契約準備金		
コールローン	489	1,749	支払備金	10,513	9,588
買現先勘定	449	1,309	責任準備金	1,148,779	1,142,813
金銭信託	117,188	89,300	契約者配当準備金	38,061	34,497
有価証券			計	1,197,354	1,186,899
国債	514,025	575,292	その他負債	1,168	1,087
地方債	71,880	65,220	賞与引当金	233	232
社債	214,831	191,173	退職給付引当金	5,390	5,308
株式	19	21	価格変動準備金	41	5,254
外国証券	15,950	15,605	負債合計	1,204,188	1,198,781
計	816,707	847,313	設立時資産負債差額	426	426

貸付金			利益剰余金	0	0
保険契約者貸付	21,926	21,433	有価証券評価差額	14,505	13,480
公庫公団等貸付	32,535	22,213	資本合計	14,931	13,906
地方公共団体貸付	191,165	193,645			
郵便業務へ融通	1,926	1,693			
計	247,553	238,985			
その他資産	5,633	3,467			
動産不動産	7,189	6,669			
貸倒引当金	-14	-13			
資産合計	1,219,119	1,212,688	負債資本合計	1,219,119	1,212,688

簡易生命保険業務 (億円)

	15年度	16年度	増減
経常収益			
保険料収入	122,915	116,665	-6,250
資産運用収益	23,100	22,420	-680
その他経常収益	22,562	7,564	-14,998
計	168,577	146,650	-21,927
経常費用			
保険料等支払金	158,677	133,581	-25,096
責任準備金等繰入額	376	186	-190
資産運用費用	257	204	-53
事業費	6,167	5,594	-573
その他経常費用	775	750	-25
計	166,252	140,317	-25,935
経常利益	2,325	6,333	4,008
価格変動準備金繰入額	41	5,213	5,172
契約者配当準備金繰入額	1,657	1,273	-384
その他特別損益	627	-153	-780
当期純利益	0	0	0

簡易生命保険業務 (億円)

	15年度	16年度
営業活動によるキャッシュフロー	-24,816	-2,361
投資活動によるキャッシュフロー	4,536	2,581

財務活動によるキャッシュフロー	-149	-237
換算差額	0	0
現金及び現金同等物の減少額	-20,429	-17
現金及び現金同等物の期首残高	44,352	23,923
現金及び現金同等物の期末残高	23,923	23,905

本来財務諸表は、貸借対照表で財政状態を、損益計算書で収益力をさらにキャッシュフロー計算書で資金収支を表すことを目的とするものであるが、こと保険会社に限っては財務諸表だけから企業の財政状態や収益力を読み取る事は不可能に近い。保険会社は責任準備金という極めて専門的かつ難解な負債項目があり、この責任準備金が負債項目の圧倒的割合を占めているからである。損益計算書においても責任準備金への繰入額や戻入額は大きく、この金額次第で経常利益はどうにでも変わる。要するに責任準備金を理解しなければ保険会社の財政状態や収益力はわからない。1997年の日産生命さらに1999年の東邦生命の経営破たん以降現在まで、第百生命・大正生命・千代田生命・協栄生命・東京生命と合計7社の生命保険会社が経営破綻を起こしてくれたが、これらの生命保険会社も破綻直前まで公表財務諸表上は特に問題がないとされていたのであり、まことに現行の保険会社の財務諸表は必要な経営情報を十分に伝えない。

2. 簡易保険の市場占有率

このように解りにくい保険会社の財務諸表ではあればこそ、当経済レポートが日本郵政公社の簡易保険事業の財政状態と収益力を明らかにしていく意義は大きいのであろうが、その前に簡易保険は日本の生命保険市場の中でどのような位置を占めているかを知る必要がある。情報が古くて恐縮であるが、以下に2000年3月期における日本の大手・中堅生命保険会社の総資産集計を示す。

生保会社	総資産額 兆円	割合 %
日本生命	43	
第一生命	30	
住友生命	24	
明治生命	17	
朝日生命	11	
安田生命	10	
三井生命	10	
太陽生命	7	

大同生命	6	
富国生命	5	
協栄生命	5	
千代田生命	4	
ニチダン	3	
東京生命	1	
小計	176	59
簡易保険	122	41
合計	298	100

2000年3月期における大手・中堅生保の資産総額は176兆円であり、時期は異なるが平成15年度（2004年3月期）の簡易保険の総資産が122兆円であるから、簡易保険は資金量において日本の生保市場の約4割の資金量を持っていると考えてよいであろう。同様に収入保険料の比較を平成16年度において行うと次のようになる。

生保会社	収入保険料 十億円	割合 %
日本生命	5,142	
第一生命	3,420	
明治安田生命	3,294	
住友生命	2,692	
アリコ・ジャパン	1,327	
大同生命	927	
三井生命	920	
アメリカンファミリー生命	892	
太陽生命	794	
富国生命	740	
朝日生命	679	
ソニー生命	513	
AIGエジソン生命	373	
ジブラルタル生命	368	
アクサグループライフ	364	
東京海上日動あんしん生命	357	
アクサ生命	282	
アイエヌジー生命	281	

プルデンシャル生命	268	
損保ジャパンひまわり生命	199	
三井住友きらめき生命	164	
マニライフ生命	147	
東海日動フィナンシャル生命	121	
チューリッヒ生命	38	
損保ジャパンDIY生命	2	
小計	24,304	67
簡易保険	11,666	33
合計	35,970	100

平成16年度における民間生保会社の総収入保険料は24兆円であり、これに対して簡易保険の収入保険料が12兆円であるから、収入保険料では簡易保険は3分の1の市場占有率である。簡易保険は資金規模で4割、収入保険料で3分の1をしめる生命保険市場の巨人であり、その規模は業界第1位の日本生命も遥かに及ばない。

上記の分析は資金量については2000年の統計を使い、収入保険料については2005年の統計を使っている。これはただ単に資金量について直近の数値が取れなかっただけのことであるが、たまたま両統計を並べてみるとこの5年間に生保市場に起きた劇的な市場変化が見て取れる。

まず第一に、2000年には存在していた中堅生保のうち協栄生命・千代田生命・東京生命の3社は破綻し現在は存在しない。経営難による生保会社の破綻と淘汰が進行したのである。第二に外資系生保会社がこの5年間で随分日本進出を果たしている。2005年3月期の収入保険料の一覧表上民間生保会社は26社あるが、このうち10社がいわゆる外資系生保会社である。第三として、損保系生保会社が登場している。2001年に保険会社の自由化の最終段階として、損保会社の第三分野保険（かつては生保だけが取り扱っていた医療保険やがん保険など）の販売が解禁になり、損保会社が子会社形式で生保市場に参入したのである。民間生保会社26社中5社が損保系生保会社である。

この5年間に生保市場は既存の中堅損保の破綻と、外資系および損保系生保の新規参入により激しい市場競争を行い市場は様変わりとなったが、その中で簡易保険だけは超然として巨人の地位を占め、その圧倒的市場占有率は一貫して変わることがない。

3. 三利源分析

生命保険会社の収益力を分析するためには、一般に三利源分析といわれる利益の発生原因別分析が有効である。少し専門的であるが、三利源とは生命保険の本業の利益となる死差益・費差益・利差益のことをいい、これは生命保険の基礎利益の概念に近い。生命保険の保険料率は一定の確率で発生する将来の保険金の支払のために必要とされる原資から逆算して設定されている。すなわち保険料は、将来の保険金に保険金の支払原因が発生する確率をかけ、その金額から保険金支払い時までの保険料資金の予想運用益を控除し、さらにその時点までの予想経費を加算した金額なのである。このように将来の保険料率の設定には一定の予測値が使われている。予測値には将来の保険金の支払原因たる死亡確率の予測、生命保険の管理運営のためにかかる経費率の予測、および、保険金原資の運用利回りの予測の三種類がある。このため常に予測値と実績値の差が生じることになるのであるが、生命保険の三種類の予測値は常に安全を見て最も保守的な予測値が使われているため、予測と実績では常に差益が出るように設計されている。ここでの死差益とは想定した死亡率と実際の死亡率の差に伴う利益であり、費差益とは想定した経費率と実際の経費率の差に伴う利益をいい、さらに利差益とは予定運用利率と実際の運用利回りの差に伴う利益をさす。

三利源が理解できたであろうか。以下に日本郵政公社の簡易保険の平成11年度から平成15年度にかけての三利源を示す。

(億円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
死差損益	7,300	7,500	7,800	7,900	8,000
利差損益	-9,300	-10,100	-13,200	-14,100	-20,100
費差損益	9,100	9,000	9,100	8,900	7,500
三利源損益	7,100	6,400	3,700	2,700	-4,600

死差益および費差益は設計どおりの差益を出しており、死差益は年間8千億円程度、費差益は年間8千から9千億円程度と極めて安定的である。これに対して利差益は、差益どころか差損なのであり、しかもその金額は平成11年度の9千億円台から毎年上昇し平成15年度は2兆円を超える巨額に膨らんでいる。一体簡易保険に何が起きているのであろうか。

このように每期累積的に利差損が発生するのは過去において販売した高利回りの生命保険契約に対して実際の運用利回りが下回る事態が継続しているためである。この現象は簡易保険にだけ見られるのではなく全ての生命保険会社が基本的に同じ問題を抱えている。すなわち、保険販売時の予定利率に対して実際の運用利回りが下回っているものであり、これ

を生命保険の利回りの逆ザヤ現象という。

生保予定利率

保険期間 西暦	10年以下 %	10-20年 %	20年超 %
1951-76			4.00
1976-81		5.50	5.00
1981-85	6.00	5.50	5.00
1985-91	6.25	6.00	5.50
1991-94	5.75	5.50	5.50
1994-95	4.25	4.75	4.75
1995-96	3.25	3.75	3.75
1996-99	2.25	2.75	2.75
1999-			2.00

上記は国内生保の予定利率の推移である。1985年から1990年までのバブル経済期の高金利を反映して、この5年間の生保の予定利率は5.5%から6%という高利であった。生命保険は人の生涯にわたる保障であり、保険契約から死亡に伴う保険金の支払までの期間がすこぶる長い。たとえば25歳で生命保険に加入した人が75歳で死亡したとすれば、この人の保険期間は50年になるのであり、生命保険会社はこの驚異的に長い保険期間に対して保険金を運用していかなければならない。バブル期の5-6%の保険契約が保険会社には今でも当然ざらに残っているのであり、このため保険会社はこれに見合った資金運用をしない限り予定利率と運用利回りの差が出て、巨額の利差損を出してしまう。

簡易保険

年度	運用利回り %
平成11年度	3.19
平成12年度	3.18
平成13年度	3.05
平成14年度	2.34
平成15年度	1.87

上記は簡易保険の平成11年度から15年度にかけての簡易保険資金の運用利回りである。簡易保険の運用は、第1項の貸借対照表から明らかなように、おおむね70%が国債を中心とする債券投資に、20%が地方公共団体を中心とする貸付に、そして残りの10%を

株式等の運用にまわすべく信託に出している。従って運用利回りはほとんどが国債金利に連動するのであり、平成12年度以降のゼロ金利時代のため運用利回りは限りなく低下していく。ちなみに現在の長期国債の利回りは1.3%である。すなわち、簡易保険が国債中心の資金運用を行っている限り運用利回りは現在の国債利回り1.3%に向けて限りなく低下していくのであり、一方の保険契約はバブル期の4%超の契約はあと十年・二十年たたなければ減少していかないものであるから、利差損は今後相当期間において減少することはない。簡易保険の利差損の金額が平成11年度の9千億円台から毎年上昇し平成15年度には2兆円を超える巨額に膨らんでいるのは数学的に当然の結果なのであり、従ってこの利差損が今後かなり長期にわたり継続する事もまた、避けることの出来ない数理的な事実であるということになる。まことに簡易保険の将来収益は暗い。

4. 生命保険会社の逆鞘額

簡易保険が構造的な逆鞘に陥っており、現在および今後当分の間年間2兆円を超す大幅な利差損の発生が避けられない事がわかった。バブル期の高金利保険契約が生命保険会社の経営を圧迫しているのは簡易保険に限らず全ての生命保険会社にいえることである。以下に日本の大手7生命保険会社の平成12年度から14年度にかけての逆鞘額を示す。

(単位億円)

生保会社	平成12年度	平成13年度	平成14年度
日本生命	3,200	3,400	3,200
第一生命	2,567	2,549	2,504
住友生命	2,500	2,365	2,236
明治生命	740	789	695
安田生命	730	390	340
朝日生命	1,200	1,063	880
三井生命	940	877	796
合計	11,877	11,433	10,651

逆鞘額とは、(基礎利益上の運用収支等の利回り－平均予定利率)×一般勘定責任準備金という公式で求めた金額であり、要するに利差損の簡易計算である。生命保険会社は、基礎利益は公表するものの三利源は企業秘密であるなどといって公表しないので、利差損額はこの逆鞘額で推定するしかない。この点日本郵政公社は三利源分析を公表しており偉い。

大手7生保会社はいずれも予定利率の逆鞘に苦しんでいるが、簡易保険ほどではない。既に我々は第2項において簡易保険の資金量が、日本の大手・中堅生保会社の資金量合計の7

割程度であることを知っている。上記の大手7生保の逆鞘総額は年間1兆1千億円程度なのであるから、簡易保険が大手生保と同程度の逆鞘であれば年間8千億円弱の利差損で止まっていなければならない。簡易保険の実際の利差損は第3項のように1兆円を上回り2兆円を超えるのであるから、簡易保険の逆鞘は民間大手生保よりも遥かに深刻であるということが出来る。

簡易保険も民間生保も保険商品の予定利率に差はないのであるから、逆鞘額の差は結局その運用利回りの差に起因する。民間生保は株式投資や事業貸付あるいは海外投資等多彩な資金運用により運用収益を上げることが出来る。これに対して簡易保険は国債中心の運用であり国債利回りを大きく超える運用収益を得ることができないことは既に指摘した。ちなみに日本生命の平成15年度および16年度の運用利回りはそれぞれ2.48%と2.42%であり、簡易保険の平成15年度の運用利回り1.87%ではとても民間生保に太刀打ち出来ない。

上記の大手7生保の逆鞘一覧を見てみると、逆鞘額の順位が必ずしも第1項で示した生保の資金量の順位と一致していないことに気がつく。逆鞘は日本の生保に共通する問題ではあるが、その額はバブル期に高利回りの保険商品をどれだけ販売したかに比例するのであり、あの時代に貯蓄型の高利回り保険を多く売った生保ほど逆鞘の後遺症は重い。この点からすると、外資系生保や損保系生保は圧倒的に有利である。なぜなら、バブル期にはこれらの生保のほとんどは存在していなかったのであり、従って高利回り貯蓄型の保険契約が残存していないからである。日本の伝統的の大手生命保険会社は逆鞘問題において外資系および損保系生保会社に比べて不利である。その不利な大手民間生保会社に比較して、簡易保険は資金の運用利回りにおいてさらに不利である。

5. 資産売却での利差損の補填

このように簡易保険は每期巨額の利差損を出し、平成15年度においては三利源合計においても4千6百億円の赤字であったが、それにもかかわらず平成15年度の損益計算書では2,325億円の経常利益が計上されている。この差額を詳細に分析する事により、平成15年度において簡易保険がどのような苦しい決算のやりくりを行ったのかが解る。以下に平成15年度の三利源合計と損益計算書上の利益の調整を行う。

調整項目	億円	億円
三利源合計		-4,600
概算値修正		102
修正三利源		-4,498

キャピタル損益	5,024	
責任準備金戻入	1,799	
その他の損益	-626	6,197
処分可能利益		1,699
契約者配当準備金	1,657	
価格変動準備金	41	1,699
当期利益		0

第3項で示した簡易保険の三利源合計は4,600億円の損失であったが、これは概算値であり正確には4,498億円の損失である。これに対して損益計算書では当期利益を0にしているのだからちょうど4,498億円の利益調整が行われたことになる。利益調整の主たる原資はキャピタル損益と責任準備金の戻入にある。平成15年度決算において簡易保険は4,498億円の三利源損を出したものの、キャピタルゲイン益を5,024億円計上し、また1,799億円の責任準備金の戻入があったため、その他の損益と通算して6,197億円の調整利益となり、従って差引き1,699億円の可処分利益を出したのである。この可処分利益から保険契約者への配当金を1,657億円計上し、さらに残った41億円の利益はこれを価格変動準備金として内部留保にまわしたということである。

責任準備金とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備えて保険会社が積み立てることが義務付けられている負債である。責任準備金の詳細は後に検討するが、要するに保険会社の有する全ての保険契約に係る将来の支払債務額のことをいう。簡易保険の平成15年度末の契約保険件数は6,850万件であり、前年度より契約件数で414万件、率にして5.7%の保険件数が減少している。このことは簡易保険に限らず全ての生保会社にいえることであり、国民の生保離れが進行しているのである。保険契約数が減少するとその保険に対して積み立てておくべき責任準備金もいなくなる。責任準備金の戻入とは、それが本来の意味で計上されているのであれば、保険契約残高の減少に伴い不必要となり戻入された責任準備金を意味する。(実は、簡易保険の責任準備金の戻入は追加責任準備金の戻入であり、契約残高の減少によるものではないが、追加責任準備金は複雑な責任準備金の仕組み全体を理解しなければ分からないため、項を改めて検討することとし、この項ではここまでの議論に留め置く。)

キャピタル損益とは有価証券の売却等に係る損益である。保険会社は将来の保険金の支払のために原資を運用するが、その運用は超長期運用であり、このため投資した有価証券は超長期保有を原則として転売を目的としない。この間の運用収益は有価証券から生じる利息や配当で得るのが原則であるが、平成15年度の簡易保険のように損失が発生し保険契

約者への配当原資がなくなってしまう場合には、手持ちの有価証券のうち含み益のあるものを市場で売却しキャピタルゲインを得て、これを契約者への配当原資に回すのである。

簡易保険は平成15年度決算において、基礎利益（三利源）が赤字となったため手持ちの有価証券のうち利の乗っているものを売却しやっとの事で契約者配当原資を出し、損益をゼロにしたのである。

6. 有価証券の含み益

かつてバブル経済期のころ日本の生保会社には所有株式に驚異的な含み益があり、これが生命保険会社の経営の安定に大きく貢献していたことがある。バブル経済最終期の1989年12月の日経平均株価は3万8千円であったのであり、これが現在1万1千円程度であるから、生保会社にはかつてのような含み益はなくなっている。日本の生保会社は、逆鞘と含み益の枯渇の二重苦に苦しんでいる。しかし、いずれにしても逆鞘で利益の出ないときにこの含み益が果たす損益の緩衝機能は大きく、含み益の多寡は生保会社の経営の安定度を図る大きな指標となる。ちなみに業界最大手の日本生命の平成16年度決算によると、日本生命の平成16年度末（2005年3月）の有価証券の含み益は3兆8,521億円であった。それでは簡易保険は一体いくらの有価証券の含み益があるのであろうか。

項目	貸借対照表額	時価	含み益	含み損
満期保有目的債券	210,513	217,046	7,768	-1,235
責任準備金対応債券	506,803	496,239	92	-10,656
その他有価証券	99,391	99,391	0	0
有価証券合計	816,707	812,676	7,860	-11,891

上記は平成15年度末の簡易保険の有価証券の含み損益である。この表は日本郵政公社の平成15年度の年次報告書から作成したもので、合計額は第1項の貸借対照表と一致する。上記のとおり、簡易保険には有価証券の正味含み益はない。それどころか責任準備金対応債券に1兆円を越す巨額の含み損を抱えている。責任準備金対応債券とは平成12年度から適用されている金融商品会計基準（いわゆる時価会計）の例外規定であり、“保険会社の財務の特性を踏まえた会計処理”として、保険会社の保有債券のうち一定の要件を満たす債券について“責任準備金対応債券”の区分を設けることにより時価会計の適用を除外するものである。（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）会計処理として債券の時価評価を行わないのはかまわないが、だからといってこれらの債券に含み損があるという事実は変わらない。

簡易保険が今後も継続企業であり、従って資金規模が今後大幅には減少しないと仮定すると平成15年度に発生した2兆円の利差損は今後相当期間発生するはずである。平成15年度は実は日本の株式市場は銀行の不良債権問題の解消を背景として好調だったのであり、簡易保険もその余剰を受けて良好な有価証券売却益を得ることができた。日本郵政公社が平成15年度に行ったような有価証券の売却益による経常損益の補填は、簡易保険の有価証券含み益が枯渇していること、及び今後の株式市況が不透明であることを考えると、今後はそう簡単には行えない。そこで一体簡易保険はこれからどのような決算を行うのかと疑問に思っていたら、ちょうど1年前の平成16年の7月21日に総務省から驚くべき認可書が発行されていることを発見して飛び上がってしまった。正確を期するため、以下に平成16年7月21日付の総務省認可書をそのまま転記する。

“1. 申請の概要

(1) 変更の理由

市場金利の低下により、保険料積立金について、現行の算出方証書に従った積立額が将来収支分析に基づく積立額を下回るため。

(2) 変更の内容

保険料積立金の計算の基礎となる係数のうち、現行の算出方法書において予定利率が2.59%を超える契約の予定金利を2.59%に引き下げる。

2. 施行期日等

認可の日から施行し、平成15年度末から適用する。”

7. 追加責任準備金

この認可書を読んでしばし茫然とした。積立金の算出に当り予定利率を引き下げるというのであるから、本来契約利率である5%や6%で積み立てるべき責任準備金の積立を2.59%にまで引き下げたのではないかと私は解釈したのである。ところが、この解釈は、全く逆で、ここでの予定利率は責任準備金の計算に当り、将来の支払保険額を割引くときの割引率に予定利率を使っているものを2.59%にまで引き下げるという意味である事がわかった。割引率を引き下げると割算の分母が小さくなるのであるから、責任準備金はより大きく算出される。このことを検証するため、日本郵政公社から責任準備金の算出方法書を取り寄せたところ、なんと全801ページもあった。しかもそのほとんどが数理計算による算式で、こんなものをまともに読む人間はよほどの数学オタクくらいかとは思いますが、やむを得ず解読したところ、たしかに将来保険額の割引率計算を行っている。

簡易保険は本来の契約に基づく予定利率ではなく政策的に見直された低い予定利率で将来

債務を割り引いている。この方法は簡易保険独自の責任準備金の計算方式で、簡易保険はこれを算出方法書として総務省の許認可を受けて行っているので、以下に算出方法書方式という。一方、民間生保会社は平成8年度以降統一的な責任準備金の算定方式を採用しており、これを標準責任準備金方式という。標準責任準備金方式では責任準備金は本来の契約に基づく高い予定利率がそのまま適用されるので、簡保の算出方法書方式に比較して責任準備金が低く計算される。日本郵政公社はこの民間の標準責任準備金方式に対して多く積み立てられている上乗せ額を追加責任準備金と言っている。日本郵政公社の年次報告書によると、平成15年度末の追加責任準備金は8兆8,245億円である。

このことにより、保険の責任準備金の積立方式には3つの方式があることが分かる。1番目は、予想される保険金の支払に適合した市場金利による割引率（実勢金利）で将来債務を割り引くとする国際会計基準方式である。2番目が、政策決定による予定利率を割引計算に使う算出方法書方式である。3番目は、契約予定率を割引計算にそのまま使う民間の標準責任準備金方式である。現在の長期国債の利率が1.3%程度であり、簡易保険の運用利回りが平成15年度実績で1.87%であることを考えると、おそらく国際会計基準による責任準備金をもっとも高い責任準備金となるのではないかと合理的に推定される。国際会計基準では保険契約の公正価値評価（時価評価）が提唱されており、そこでは責任準備金は実勢金利で割引計算される。この推定に基づくと、責任準備金は、国際会計基準方式—算出方法書方式—標準責任準備金方式の順に金額が低下していく。簡易保険において国際会計基準と算出方法書の差は分からないが（後の項においてこの差を推定する）、算出方法書と標準責任準備金の差は分かっており、9兆円である。国際会計基準と算出方法書の差については後に詳しく検討しなければならないが、少なくともこの事実から民間の責任準備金方式では公正価値評価に比較して相当額の積み立てが不足しているとは言えるのではないか。

8. 明治安田生命保険金違法不払事件

既に我々は第4項において生命保険業界における予定利率の逆鞘現象が、全ての保険会社に該当する事象であることを学んだ。また、現実には発生している逆鞘額が、必ずしもその生保の収入保険料の規模に比例するものではないことも分かっている。そこで第4項で示した大手7生保の逆鞘額と逆鞘修正後基礎利益の割合（ここでこれを逆鞘比率と定義しよう）を求めて比較するとまことに示唆にとんだ指数が算出される。

生保7社

基礎利益

(億円)

生保7社	H12年度	H13年度	H14年度
------	-------	-------	-------

日本生命	6,187	5,617	5,451
第一生命	3,599	3,777	3,662
住友生命	2,779	2,985	3,005
明治生命	2,759	2,586	2,592
安田生命	1,750	1,836	1,825
朝日生命	1,049	1,064	757
三井生命	926	1,063	941
合計	19,049	18,928	18,233

逆鞘額 (億円)

生保7社	H12年度	H13年度	H14年度
日本生命	3,200	3,400	3,200
第一生命	2,567	2,549	2,504
住友生命	2,500	2,365	2,236
明治生命	740	789	695
安田生命	730	390	340
朝日生命	1,200	1,063	880
三井生命	940	877	796
合計	11,877	11,433	10,651

逆鞘前利益 (億円)

生保7社	H12年度	H13年度	H14年度
日本生命	9,387	9,017	8,651
第一生命	6,166	6,326	6,166
住友生命	5,279	5,350	5,241
明治生命	3,499	3,375	3,287
安田生命	2,480	2,226	2,165
朝日生命	2,249	2,127	1,637
三井生命	1,866	1,940	1,737
合計	30,926	30,361	28,884

(基礎利益+逆鞘額)

逆鞘比率

生保7社	H14年度
------	-------

日本生命	0.37
第一生命	0.41
住友生命	0.43
明治生命	0.21
安田生命	0.16
朝日生命	0.54
三井生命	0.46
合計	0.37
簡易保険	0.84

上記の表はまず民間大手7生保の逆鞘額を基礎利益に加算して、逆鞘額控除前の基礎利益を求めている。この金額は死差益と費差益の合計にほぼ近い。さて、逆鞘比率は逆鞘額を逆鞘額控除前基礎利益で割算して求めたものである。この逆鞘比率を見ると、明治生命と安田生命が異常に逆鞘比率が低く、朝日生命と三井生命が異常に逆鞘比率が高い。簡易保険の逆鞘比率は論外に高い。日本生命の逆鞘比率と大手7社合計の逆鞘比率は一致しているので、逆鞘比率の信頼性は高い。簡易保険の逆鞘比率が高い事は既に検証した。1990年前後に大量の養老保険を売り、このときの高予定利率契約が大量に残存しているからである。朝日生命も三井生命もその規模に比較して積立型の高利回り保険商品をバブル期に販売しすぎたのである。この結果、両社は現在の低金利時代を迎えて逆鞘に苦しんでいる事が分かる。

そこで明治生命と安田生命である。これだけ全ての生命保険会社が逆鞘に苦しんでいる中で、なぜ明治生命と安田生命は業界平均の半分という夢のような逆鞘比率を達成できているのであろうか。明治生命と安田生命もバブル期において高利率の貯蓄型保険商品を大量に販売した事実は他の生命保険会社と変わらない。何かこの両社には他の生保が真似のできない高利回りの資産運用を可能にする画期的な夢の投資手法でもあるのであろうか。そう思っていたら、現在は平成16年4月に合併している明治安田生命で大量の保険金不当不払い事件が発覚した。

明治安田生命は本年（2005年）2月20日に死亡保険金の不当不払いが発覚し2週間の業務停止命令を受けている。しかし、その後も不当不払いが続々と発見され7月5日には15億円以上と推定される保険金未払が発覚し、事件は金子亮太郎社長の引責辞任にまで発展している。また、金子社長は生命保険協会の次期会長に内定していたが、当然のことながら会長就任を辞退している。生命保険会社が契約者の死亡時に契約に基づく保険金を支払わないのであれば逆鞘は発生しない。（正確に言うと死差益と利差益に影響するが、

利差益はマイナスがプラスになる。) 逆鞘が発生しないどころか過去に徴収した保険料は丸儲けではないか。これをやったら保険会社はお終いである。生命保険とは、人の命を商品としているのであり、人の命を営利に結びつける行為は契約に基づく保険金支払の誠実な遵守以外に正当化されるものではない。

谷川俊太郎が“愛する人のために”という詩を書いて、日本生命のホームページにその詩が掲載されている。谷川俊太郎とは思えないような詩ではあるが、谷川俊太郎にも生活があるのであり、日本生命に頼まれてこの詩を書いたのであろう。この詩の中で“目に見えぬこの商品には、人間の血が通っています。”というくだりがあるのであるが、明治安田生命の生命保険には人間の血は通っていない。人が死んでいるのである。その死に際して、せめても故人の遺族への愛情と遺族の今後の生活資金であるべき生命保険金が不当に支払われなかったのである。一体何ということをしてくれるのか。

明治安田生命の金子社長は7月5日に辞意を表明しマスコミの前で頭を下げたが、それではすまない。今回の事件で現時点までに発覚している生命保険料の不当不払いは15億円とのことであるが、本当にこれだけか。あなたの会社の逆鞘額は業界平均に比較して突出して低く、平成14年度においてあなたの会社が業界平均と同程度の逆鞘であったとすると、あなたの会社は以下に示すように推定980億円もの追加逆鞘が発生していたことになる。今回発見された保険金の不当不払は氷山の一角に過ぎず、不当不払額の15億円というのは桁が違うのではないか。今回の保険金違法不払事件は合併法人の中の旧明治生命側のみで発生したとされているが、当経済レポートの逆鞘比率分析によれば明治生命の逆鞘比率は異様に低いが安田生命もそれに輪をかけて低い。あなたはこれに対してどのように抗弁するのか？

H14 年度推定	逆鞘前利益	×0.37	計上逆鞘額	差額
明治生命	3,287	1,216	695	521
安田生命	2,165	801	340	461
合計	5,452	2,017	1,035	982

マスコミもただ単に記者会見の様子をそのまま記事にするのではなく、多くの契約者のためになぜこのような客観的基礎分析による追求をしないのか。現在も発生しているかもしれない不当不払いのため、死んでも成仏できない仏がまだ大量にいるかもしれないではないか。この事件に対するマスコミの報道姿勢を見ると、本年4月に発生したJR西日本福知山線の脱線事故との違いに大きな違和感を覚える。JR福知山線の事故による死者は107名、現在までに判明した明治安田生命による生命保険金の不当不払いは162件である。JR福知山の事故は業務上過失致死罪であろうが、何もJR西日本が組織として乗客殺害の

意図を持って急カーブでスピードを出すように命令していたわけではなかろう。一方、明治安田生命は、大量の死亡保険金につき専門家の強弁により契約をまげて保険金の支払を行わなかったのであるから、組織的確信犯ではないか。JR西日本の垣内剛社長は自ら一人ひとりの遺族に頭を下げて回り、まことにその姿勢は誠実真摯で見ているこちらの頭が下がる。一方の金子社長は被害者遺族の訪問と謝罪は行ったのか。ともに100名を超す人命が背景にあるのであり、事件の悪質性からすれば明治安田生命のほうが組織の責任は重く、しかも事件の全貌は全く明らかになっていないではないか。

マスコミはJR西日本では、やれ事故当日にボーリングをしていただの、宴会でビールを飲んだだの、吊るし上げとしか思えないような異常な取材攻勢をかけて国民の輿論を買ったが、なぜ明治安田生命は追いかけないのか。一つには、両事件のメディアにおける映像の違いがある。福知山線の事故はあの壮絶陰惨たる映像がほぼリアルタイムで放映されるので、テレビではまことに映像効果が大きく視聴率をとりやすい。一方の生命保険の不当不払いは映像がないのである。なるほどテレビは分かった。では新聞はどうか。明治安田生命はニューヨーク・ヤンキーズの松井選手や国仲諒子をCMキャラクターとして起用し、派手なコマーシャルを打ってきており、新聞の大スポンサーではないか。まさかとは思いますが、このことが記者の報道姿勢に影響するような事があってはならない。どうかこの経済レポートの指摘が下種の勘繰りであると言ってくれ。映像のない重大事件であればこそ、新聞が報道しなくてどうする。国会もこの事件を追及すべきであろう。こういうことのために国会議員の国政調査権というものがあるのではないか。

明治安田生命の事件はマスコミがあまり取り上げないが、その影響の深刻さは一明治安田生命に止まらず、日本の生命保険の制度そのものに対する信頼を揺るがせかねない。この事件を受けて、7月16日の日経新聞は生命保険協会が“生命保険の不当不払い問題は明治安田生命の個別問題であり、他の生保には問題がない”と発表した旨報道している。そうあってほしいと願わずにはおれない。しかし、今回の事件を受けて今年度以降の生命保険会社の保険金の支払は確実に増大するのではないか。利差損はさらに増えていくのではないか。今回の事件の背景には、バブル期に大量販売した高利回りの積み立て保険が低金利時代を迎えて運用難になっており、毎年巨額の利差損が出るという構造があることを認識しなければならない。新聞は今回の事件を明治安田生命の収益至上主義が見落としていた保険金支払いシステムの欠陥などと同情的に報じているが、違う。生命保険金の原資たる責任準備金が十分に積み立てられていないのである。積み立てが不十分であるから、払うべき保険金が支払えないのではないか。この切実な痛みがあればこそ、保険の原点を踏み越えてまで不当不払い事件を起こしてしまったのではないか。

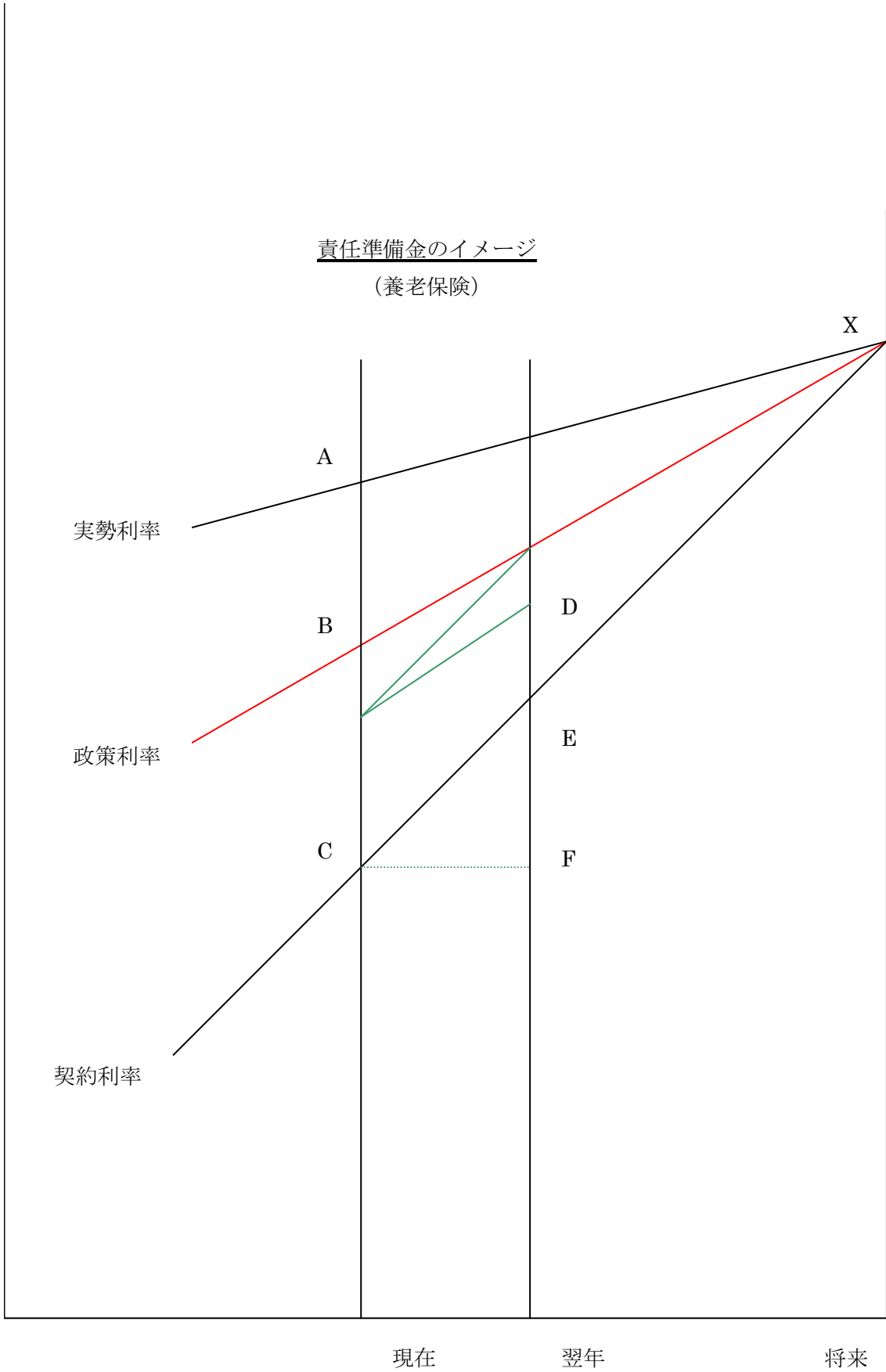
本来三利源は差損益が出ないか、あるいは保守主義の観点より若干の差益が出るように設

計されるべきであるにもかかわらず、逆鞘問題により毎年巨額の利差損が出るのが確実な責任準備金しか積んでいない会計手法に問題がある。また、それを標準責任準備金などといってさも適正な責任準備金であるとして扱っている制度に問題がある。生命保険業界は、今回の明治安田生命の不当不払い問題が明治安田生命固有の問題であると断定するのであれば、日本にしか通用しない標準責任準備金制度を自ら放棄して国際会計基準による責任準備金を積んでみてはどうか。国際会計基準による責任準備金を積んで初めて生命保険会社の財政状態と経営成績が正しく分かるのであり、それがなければ今後国民は一体何を信頼して生命保険契約を締結すればよいのか。このことは、標準責任準備金より9兆円上乗せして追加責任準備金を積んでいると安心していている日本郵政公社の簡易保険も例外ではない。日本の生命保険会社は民どころか官までも責任準備金は実は足りないのであり、日本独自の会計がこの事実を糊塗しているのではないか。将来債務を適切に表示しない責任準備金は、責任準備金ではなく無責任準備金である。無責任準備金はそのこと事態が無責任であるばかりでなく、事実を不透明にして保険制度や国民経済全体に対する信頼性を揺るがしていくことを知らなければならない。

9. 国際会計基準による責任準備金

既に我々は第7項において、責任準備金の積立方式が三種類あることを学んだ。市場金利で将来の保険金債務を割り引く国際会計基準方式、政策金利で割引く簡保方式、そして契約予定利率で割り引く民間の標準責任準備金方式である。この三種類の責任準備金の積立方式を視覚的に理解するため、以下に責任準備金の積立を視覚化したイメージ図を示す。

責任準備金のイメージ
(養老保険)



このイメージ図において X 点は将来の保険金の支払額を表す。将来の X の保険金の支払に備えるために、現時点においていくらの責任準備金が積まれているべきかを視覚的に分析するのがこの図の目的である。保険金の支払額は将来の事象であるため、この金額は現在価値に置き換えなければならない。このために X を金利で割り引く数理計算を行うのであるが、この割引率の適用において三つの考え方の違いがあることは既に指摘した。まず一番目は現在の実勢利率で割り引くとするもので、図では AX 線がこれに該当し、国際会計基準はこの方法を採用している。二番目は政策金利で割り引くもので、図では BX 線がこれに該当し、簡保方式である。三番目は保険の契約利率で割り引くもので、図では CX 線がこれに該当し、民間の標準責任準備金方式である。現在の簡易保険では、したがって、B 点までの責任準備金が積まれているのであり、民間の標準責任準備金方式では C 点の責任準備金となる。ここで BC は追加責任準備金になるのであるから、BC の長さは 9 兆円となる。

ここで第 5 項において宿題とした追加責任準備金の戻入の意味について検討する。ABC の記載されている現在線は一年経過すると右に移行し翌年線となる。政策利率線と契約利率線の差は時間の経過とともに縮小し、保険金の支払時である X 点において両者は一致する。ここで現在線上の追加責任準備金である BC 9 兆円は時間の経過とともに縮小し、X 点においてはゼロになる。そこで簡保は、“追加責任準備金は時間の経過とともに必要額が減少する”として、これを毎年規則的に戻入しているのである。翌年線においての日本郵政公社簡易保険の責任準備金積立額は、したがって、政策利率線上にはない。政策利率線上の点から追加責任準備金の 1 年分の戻入額（平成 15 年度においては 1,799 億円）を控除した D 点が翌年の責任準備金となるのである。このことを C 点からの 1 年間の推移で説明すると、C 点は翌年線では F 点となり、この金額に契約利率で計算された 1 年分の普通責任準備金が積み増しされる。EF の金額が 1 年分の契約利率に基づく普通責任準備金積立額となる。翌年度においては、この普通責任準備金に、既に過年度において積み立てられた追加責任準備金より 1 年分の戻入額を控除した金額が追加されるのであり、翌年度における追加責任準備金額は DE ということになる。翌年度における簡易保険の責任準備金額は D 点となる。

責任準備金の割引金利については、標準責任準備金方式では実際の契約利率を使う。第 3 項に示したようにバブル期の高い予定利率の保険であれば 6% のものから最近のものであれば 2% を下回るものまでであるが、責任準備金の算出には個々の予定利率が使われることになる。簡易保険の平成 15 年度の平均契約予定利率は 3.1% である。簡保方式では割引率は政策により決定され、現在の政策割引率は 2.59% であることは既に指摘した。さて、それでは国際会計基準の求める実勢レートは現在の日本においてどのくらいと考えればいいのか。現在の長期 10 年物の新発国債の発行レートが 1.3% 弱である。

生命保険は10年を遥かに超す超長期の現在価値割引計算であるので、20年あるいは30年という超長期の金利が欲しい。本日7月21日の日本経済新聞によると、20年物の超長期国債の金利が1.9%、30年物の超長期国債の金利が2.3%である。日本郵政公社の簡易保険の保険契約は30年でその契約残高の95%が消滅する。したがって、割引計算は30年プラス・アルファの計算を行えばいいのであるから、このためには母集団を2で割って15年プラス・アルファの金利を使うことが合理的である。この項ではこの実勢金利を、やや高めのような気がするが、2%と考える。

国際会計基準では保険契約の時価評価（公正価値評価）を求めている。保険契約の時価評価とは要するに責任準備金の時価評価であり、責任準備金の計算に当り使用される割引率・死亡率・費用率を評価時点の実勢値を織り込んで、保険債務をその都度再評価する方法である。これに対して、日本の民間の標準責任準備金は、保険契約時の予定利率・死亡率・費用率をその後の経済環境の変化にかかわらず固定的・継続的に使用する方法であり、会計学的にはこの方法を償却原価法と呼んでいる。簡保方式は日本の償却原価法と国際会計基準による時価法の間にある。国際会計基準は日本企業にその採用が強制されるものではなく、本来2007年1月1日より本格適用される予定になっていたものが保険業界の反対により現在は2008年適用まで延期されている。国際会計基準の動向は無視できない。

意外に感じられるかもしれないが、日本の保険会社の責任準備金には時価会計は適用されていない。日本でも平成12年度から金融商品会計として時価会計が一部導入されたように、2000年以降時価会計旋風が世界を席捲している。金融商品会計による時価会計の一部導入とは、現行の取得原価主義の原則はそのままとして、一部の市場性の高い金融商品については時価会計を導入するとするものであるが、ここで保険商品が金融商品であることについては異論の余地が無い。米国の会計基準でさえか保険会社の責任準備金の時価評価は行っておらず、したがって国際会計基準のみが保険契約の公正価値評価による時価評価を求めている。保険の公正価値評価の国際会計基準には日本と米国が反対している。

日本の責任準備金は公正価値による時価評価が行われていないので、この方法は時価法とは区別して償却原価法に分類される。責任準備金が償却原価法で公正価値による時価評価を行わないのは、保険会社のみ認められた金融商品会計の例外である。保険会社の会計は第6項で指摘した責任準備金対応債券の評価にしてもそうであるが、例外が多すぎるのではないか。責任準備金と似た退職給付債務の会計においては、長期の市場金利で将来の退職金債務の割引計算を行うこととされており（退職給付に係る会計基準）、退職給付債務の公正価値による時価評価は既に民間の事業会社には導入されている。ちなみに、損害保険会社であるミレア・ホールディングの2004年3月期の米国会計基準による退職給付

債務の割引率は1.5%である。保険会社自身が超長期の債務の割引率の現在の市場金利が1.5%であることを認めているではないか。このようなことをいうと保険会社の経営者はすぐ、保険は公共性が高く特殊であると言うのであるが、生命保険会社はまことに人間として合理的な犯罪動機に基づく生命保険金の違法保険金不払事件を起こしてくれるのであり、私には特殊なのはこの人たちなのであって保険事業ではないとしか思えないのであるが、どうか。

10. 積立不足額

国際会計基準による公正価値による保険契約の時価評価とそこにおける責任準備金の考え方を理解した。そこで日本郵政公社の簡易保険が積み立てている現在の責任準備金額と国際会計基準による保険の時価評価に基づく責任準備金額の差額を推定する。このためには、簡保が抱えている保険契約について、その契約期間と契約予定利率を分析しなければならない。一体簡易保険は高金利の保険契約をどれほど抱えているのであろうか。そう思って簡易保険の平成15年度の年次報告書を見ていたら、その最後に資料編というのが添付されており、さらにその最後のほうに（P151）負債の残存期間別予定利率内訳表というのがあった。以下にその概要を集計する。

予定利率	占有率(%)
6%以下	29
4%以下	31
2%以下	40
合計	100

簡易保険の保険契約の平均予定利率は平成15年度で3.1%であり、このうち29%は予定利率が4%超6%以下の高予定利率のものである。しかも年次報告書の明細によれば、4%超6%以下の高金利契約のうち10年超の残存期間のものが全体の9.2%もある。簡易保険の高い予定利回りは10年たっても2割しか減らず、10年後でもまだ1割近く残ってしまうのである。簡易保険の平均予定利率が高い理由は、販売している保険商品が養老保険に一方的に偏っているからである。以下に平成15年度末の簡易保険の保有保険契約の種類別残高を示す。

(兆円)

種類	保険金額
終身保険	27
定期保険	0

養老保険	153
その他	5
保険計	185
年金	3
合計	188

保険商品には基本的に定期保険と積立保険があり、保険による保障機能と貯蓄機能が組み合わされている。この中で養老保険は、一定期間内に死亡した場合には死亡保険金が、満期時に生存していた場合には満期保険金が支払われるという保険商品であり、死亡保険金と満期保険金は同額に設計されている。このため極めて貯蓄性が高く、特に一時払いの養老保険の場合は保険料を前払い一括で支払うため、高金利時には高金利貯蓄性商品として盛んに売り出された経緯がある。上記契約残高一覧で明らかのように簡易保険の総契約高のうち81%が養老保険なのであり、しかも簡易保険の養老年金は長期のものが多く、これが簡易保険の高い予定利率として残存し、構造的な逆鞘になっているのである。

簡易保険の負債の残存期間別予定利率内訳が分かったので、この内訳比率を簡易保険の保有契約残高に掛け合わせることで、簡易保険の残存期間別予定利率別保険金支払予想額が推定される。この作業により将来の保険金の支払債務の推定が出来るので、一方において既存保険契約に係る保険料の収入予測を行うと、その差額としての将来の純保険金支払債務が計算される。この金額を2.59%で現在価値に割り引いたものが、現在の簡保の責任準備金額であり第8項のイメージ図上のB点である。これに対してこの将来の純保険金支払い債務を2%で割り引いたものが、当経済レポートが推定する公正価値評価に基づく時価責任準備金である。推定計算は仮定値に基づく推計の更なる推計を多重的な数理計算により行うもので信頼度は低くなるが、他に責任準備金の時価評価に関する数字は全く無いのであるからやむを得ず、パソコンで延々たる推計計算を行ったところ、国際会計基準による責任準備金推定額は簡保方式の責任準備金より8兆円多いとの結論を得た。第9項の責任準備金のイメージ図において簡易保険の契約利率は3.1%、政策利率が2.59%であり、そしてここでの時価推定のための実勢利率は2%とおいている。契約利率3.1%と政策利率2.59%の差による責任準備金の差が追加責任準備金であり9兆円なのであるから、政策利率2.59%と実勢利率2%の差が8兆円と計算されるのは視覚的にも整合しているのではないか。計算過程は詳細にわたり、経済レポートでの紹介になじまないのが割愛するが（希望者には送付する）、簡保の責任準備金は国際会計基準の公正価値評価方式と比較して8兆円不足している可能性がある。

11. 三度郵政民営化を叱る

さてそこで郵政の民営化である。簡易保険も民営化される。簡易保険の民営化にあたっては現行の保険契約は全て旧勘定に残り、民営化後の新規契約分から民営化後の新勘定に移行していくという民営化法案になっている。旧勘定に残った既存保険契約は従って保険金支払いにつき国家保証が引き続き付くのであり、新勘定での保険契約は民間化後の簡易保険株式会社の契約であるため、保険金支払いに付き国家保証はなくなる。この新旧勘定の分離の細目は未定であるとのことであるが、既存契約のみが旧勘定に残るという点より推定すると貸借対照表の分離は次のような処理になるはずである。

簡易生命保険業務

現行貸借対照表

(億円)

資産	16年度	負債・資本	16年度
現金預け金	23,905	保険契約準備金	
コールローン	1,749	支払備金	9,588
買現先勘定	1,309	責任準備金	1,142,813
金銭信託	89,300	契約者配当準備金	34,497
<u>有価証券</u>		計	1,186,899
国債	575,292	その他負債	1,087
地方債	65,220	賞与引当金	232
社債	191,173	退職給付引当金	5,308
株式	21	価格変動準備金	5,254
外国証券	15,605	負債合計	1,198,781
計	847,313	設立時資産負債差額	426
<u>貸付金</u>		利益剰余金	0
保険契約者貸付	21,433	有価証券評価差額	13,480
公庫公団等貸付	22,213	資本合計	13,906
地方公共団体貸付	193,645		
郵便業務へ融通	1,693		
計	238,985		
その他資産	3,467		
動産不動産	6,669		
貸倒引当金	-13		
資産合計	1,212,688	負債資本合計	1,212,688

新勘定

資産	16年度	負債・資本	16年度
----	------	-------	------

現金預け金	23,905	保険契約準備金	
コールローン	1,749	支払備金	9,588
買現先勘定	1,309	未清算未払金	1,142,813
金銭信託	89,300	契約者配当準備金	34,497
有価証券		計	1,186,899
国債	575,292	その他負債	1,087
地方債	65,220	賞与引当金	232
社債	191,173	退職給付引当金	5,308
株式	21	価格変動準備金	5,254
外国証券	15,605	負債合計	1,198,781
計	847,313	設立時資産負債差額	426
貸付金		利益剰余金	0
保険契約者貸付	21,433	有価証券評価差額	13,480
公庫公団等貸付	22,213	資本合計	13,906
地方公共団体貸付	193,645		
郵便業務へ融通	1,693		
計	238,985		
その他資産	3,467		
動産不動産	6,669		
貸倒引当金	-13		
資産合計	1,212,688	負債資本合計	1,212,688

旧勘定

未清算未収金	1,142,813	責任準備金	1,142,813
--------	-----------	-------	-----------

旧勘定に既存の保険契約が残る以上旧勘定には既存の保険契約債務であるところの責任準備金に移管されなければならない。旧勘定は国の責任であり、国は既存契約を管理し既存契約の保険金の支払を行い旧勘定を清算していく。旧勘定では長期の保険契約の最後の一人の保険金支払いが終了するまで清算業務を行っていくことになる。旧勘定ではこのように既存契約に係る保険金の支払業務のみを行うが、保険金の支払原資がないため保険金の支払の都度新勘定より資金を徴収することになる。すなわち、平成16年度の貸借対象で言えば、114兆円の責任準備金債務と同額の新勘定に対する未収金が旧勘定の開始貸借対照表になるのであり、この未清算未収金と責任準備金は保険金の支払の都度同時同額減少していかなければならない。

現行の郵政民営化法案を理詰めで適用する限り新旧勘定の分離はこのような処理になると

思われるが、仮に政府がこのような処理を本気で考えているとすれば、実はそれは誤りである。既に述べたように旧勘定が国のものであるのに対して、新勘定は民営化されるのであるから民間のものになる。旧勘定の利害関係者は国でありしたがって国民であるが、新勘定の利害関係者は民営化後の株主と新たな保険契約者ということになる。要するに新勘定と旧勘定の利害関係者は異なる。異なる利害関係者間の資産・負債の移管取引は公正な第三者間取引（時価）で行わなければならない。上記の114兆円の責任準備金は日本郵政公社の貸借対照表価額なのであり、これは償却原価ではあるものの公正価値評価ではないことは既に前項において検討した。旧勘定への責任準備金の移管は、現在の114兆円の責任準備金ではなく、責任準備金を公正価値評価した価額で行わなければならない。

このことは旧勘定の会計処理からも同様である。旧勘定は既存契約の保険金の支払のみを清算業務として行う。清算法人には企業継続を前提とした企業会計原則は適用されず、清算会計が適用される。清算会計においては、取得原価主義は否定され全ての資産と負債が時価評価されなければならない。現行の日本郵政公社の責任準備金は償却原価法による金額なのであり、この旧勘定への移管に際しては、清算会計の原則に基づいて責任準備金を時価評価し公正価値による責任準備金額として移管しなければならない。

当経済レポートは現在の簡保の償却原価法による責任準備金と国際会計基準による公正価値評価による責任準備金の差が8兆円あるものと推定するのであるが、この金額の正否は置くとしても（数字に拘泥するものではない）、責任準備金に適用される政策金利が2.59%であり現在の実勢利率が2%である限り、両差に差があること、そしてその差が兆円単位の巨額になることは疑問の余地がないのではないか。簡易保険の民営化における新旧勘定分離の問題はこの巨額にあると推定される責任準備金の時価との積立不足額が現在分からないということ、そして、この積立不足額を新旧の両勘定のどちらが負担するのが分からないということにある。

このことが新旧勘定の分離における責任準備金評価の会計上の問題に止まると考えてはならない。旧勘定に現在の償却原価法による114兆円の責任準備金が移管されると、旧勘定は今後の保険金の支払を行っていくにあたって資金が不足する可能性がある。この不足金額の現時点での公正価値評価額が数兆円あるのではないかという疑念があるのであり、その保険金の支払金不足額は一体誰が負担するのか。旧勘定が負担するのであればそれは結局国費負担であり、国民負担になる。新勘定が負担するのであれば、新勘定は将来発生する可能性のある巨額の偶発債務を抱えて民営化することになる。

今国会における郵政民営化案について、竹中郵政民営化担当大臣は民営化法人を上場させると明言している。一方谷垣財務大臣は郵政民営化に際して一切の国庫負担は行わないと

これまた明言している。そんな調子のいいことが出来るわけではないではないか。なるほど
昨年の郵政民営化基本方針においては旧勘定で発生する清算損益は民営化法人の負担とする
旨が記載されている。ならば、そのことを簡易保険の民営化法案に明記せよ。民営化法
人は民営化後来るかもしれない保険金支払いに伴う不足金額の請求を受けても、それが法
に基づく請求でない限りは支払を拒絶できる。さて、第1項に記載した簡易保険の自己資
本額は1兆4千億円である。1兆4千億円の自己資本の会社が数兆円にも上る保険金の支
払不足額の追加請求を旧勘定から受ける可能性がある。このような自己資本を上回る巨額
の偶発債務を抱えた会社が上場できるものか、竹中郵政民営化担当大臣自身が誰よりも良
く知っているではないか。あなたは巨額の偶発債務を抱えた会社を民間に売却するのか。

あなたは公正価値評価による責任準備金は現在の簡易保険の責任準備金に比較して不足し
ていないと強弁するか？確かに実勢金利と政策金利の差による責任準備金の積立不足があ
るかもしれないが、この利差損による不足額は予想される死差益と費差益で相殺されやは
り責任準備金は足りているのだと言い張るか。しかし、簡易保険の責任準備金は償却原価
法といいながらも実はその計算において死亡率と費用率は実勢値を使用しており、実勢値
でないのは割引率だけであることを知っているか。その中で責任準備金が不足しているか
どうかは実際に公正価値評価をしていない以上分からないではないか。不足額がないと言
い張るのであれば、政府はまず公正価値評価を行え。やってもいない公正価値評価を詭弁
により不足しないと言い張るのは学者でもあるあなたの自己否定ではないか。

小泉総理、分かったであろうか。簡易保険の民営化は国庫負担がなければ行えない。当経
済レポートは第19回の郵便事業、第20回の郵便貯金事業、そして今回の簡易保険事業
と3回にわたり膨大な時間をかけて郵政三事業の分析を行った。郵便事業及び郵便貯金の
民営化に際しては様々な問題があるが、それでもこれらの事業の民営化は最終的には民営
化することが国益にかなうかどうかの判断の問題であり、それは国会の決議で決定される
べき問題である。しかし、簡易保険に関してはやるべきかやらざるべきかの問題ではない。
出来ないのである。簡易保険に関するこの長い分析を終了するに当り、あえて三度郵政民
営化を叱るゆえんである。

2005年7月25日 細野祐二